

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成30年6月22日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成30年6月22日(金曜日)
 午前9時59分開議
 午前11時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補
 正予算(第2号)

議案第4号 熊本県税条例等の一部を改正
 する条例の制定について

議案第13号 専決処分の報告及び承認につ
 いて

議案第14号 専決処分の報告及び承認につ
 いて

議案第30号 平成30年度熊本県一般会計補
 正予算(第3号)

報告第1号 平成29年度熊本県一般会計繰
 越明許費繰越計算書の報告について
 のうち

報告第5号 平成29年度熊本県一般会計事
 故繰越し繰越計算書の報告について
 のうち

報告事項

- ① 「創造的復興に向けた重点10項目に
 ついて」
- ② 県央広域本部及び防災センターの合
 築庁舎に係るスケジュール等について
- ③ 「政令指定都市誕生後の県内各地域
 の将来像」に係る熊本地震の影響の検
 証
- ④ 世界文化遺産登録推進の取組み状況
 について
- ⑤ 川辺川ダム問題について

出席委員(7人)

委員長 内野 幸喜
 副委員長 末松 直洋

委員 前川 收
 委員 溝口 幸治
 委員 早田 順一
 委員 濱田 大造
 委員 大平 雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本 浩

政策審議監 白石 伸一

危機管理監 松岡 正之

秘書グループ課長 府高 隆

広報グループ課長 市川 弘人

くまモングループ課長 小金丸 健

首席審議員

兼危機管理防災課長 宮本 正

総務部

部長 池田 敬之

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 本田 充郎

政策審議監 青木 政俊

総務私学局長 満原 裕治

人事課長 小原 雅之

財政課長 下山 薫

県政情報文書課長 村上 徹

総務厚生課長 坂本 弘一

財産経営課長 永江 昌二

私学振興課長 塘岡 弘幸

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 間宮 将大

消防保安課長 門崎 博幸

税務課長 増田 要一

企画振興部

部長 山川 清徳

政策審議監 岡 田 浩
 地域・文化振興局長 水 谷 孝 司
 交通政策・情報局長 藤 井 一 恵
 首席審議員兼企画課長 内 田 清 之
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 倉 光 麻里子
 文化企画・
 世界遺産推進課長 西 尾 浩 明
 川辺川ダム総合対策課長 吉 野 昇 治
 交通政策課長 重 見 忠 宏
 交通政策課政策監 清 田 克 弘
 情報企画課長 島 田 政 次
 統計調査課長 山 田 裕 二

出納局
 会計管理者兼出納局長 能 登 哲 也
 会計課長 無 田 英 昭
 管理調達課長 岡 村 英 治

人事委員会事務局
 局 長 田 中 信 行
 首席審議員兼総務課長 井 上 知 行
 公務員課長 小 崎 至

監査委員事務局
 局 長 中 山 広 海
 監査監 田 原 英 介
 監査監 石 川 修
 監査監 工 藤 真 裕

議会事務局
 局 長 吉 田 勝 也
 次長兼総務課長 横 井 淳 一
 議事課長 中 村 誠 希
 政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者
 議事課参事 小 池 二 郎
 政務調査課課長補佐 岩 永 千 夏

午前9時59分開議
 ○内野幸喜委員長 それでは、時間前ではありますが、これより第3回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、熊本地震からの復旧、復興を図るための予算を中心に、110億1,900万円を計上しております。

また、議案第30号として、熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙経費9,200万円を計上しておりまして、これらを合算しますと111億1,000万円の補正となり、補正後の予算規模は8,449億1,200万円となります。

このほか、熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定や専決処分の報告、承認、繰越計算書などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長から、それぞれ御説明申し上げます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について、説明をお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

今回、冒頭提案、追加提案と、2つの補正予算を計上しておりますので、両方を合わせた資料として説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

議案第3号、知事専決処分による平成30年度補正予算の概要について、御説明いたします。

これは、熊本市東町の東部支援学校(仮称)でございますが、今定例会において、校名を熊本はばたき高等支援学校とする条例も別途提案しておりますが、この新築工事に関しまして、不調、不落による大幅な着工遅延のため再入札を行うに当たり、予算措置をしていない平成31年度分の債務負担行為の設定が必要になったことから、3月29日付で知事専決処分により15億100万円を限度額とする債務負担行為の補正を行ったものでございます。

その後、4月27日に実施しました5回目の入札において、無事落札となったところでございます。

続きまして、2ページをお願いします。

6月補正予算の概要について、御説明します。

まず、一般会計補正予算(第2号)。今回の議案では、第1号となる冒頭提案分といたしまして、平成28年熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るために必要となる事業を中心に、110億1,900万円を計上しております。

その主な内容としましては、(1)の熊本地震への対応分として69億1,200万円を計上しています。

内訳は、①被災者の救済、生活支援として、住まいの再建支援に向けた取り組みに、合計で3,600万円、②社会・産業インフラの機能回復として、直轄災害復旧事業負担金が49億4,800万円、益城町の土地区画整理事業が16億1,400万円、③その他として『ONE PIECE』連携復興応援事業が1,300万円などがございます。

次に、(2)の通常補正分としまして41億600万円を計上しており、地域道路改築費、県営経営体育成基盤整備事業費など、主に国庫内示増に伴うものを計上しております。

次に、追加提案分となる一般会計補正予算(第3号)ですが、こちらは、熊本県議会議員熊本市第二選挙区に欠員が生じたことに伴う補欠選挙の実施経費9,200万円を計上しています。

これらの補正により、冒頭総務部長が御説明しましたとおり、6月補正は、総額111億1,000万円の補正となり、補正後の予算規模は8,449億1,200万円となります。

3ページをお願いします。

上段の表は、一般会計のほか、企業会計の補正予算の内訳となります。

企業会計については、経済環境常任委員会で御審議をいただきます。

その下、(参考)としまして、熊本地震関係のこれまでの予算措置状況を整理しております。

右側の表は、平成28年度及び29年度の最終予算と30年度の当初予算に加え、今回の6月補正予算のそれぞれの予算額と累計総額を区分ごとにお示ししております。

今回の補正を加えまして、円グラフ記載のとおり、6月補正後の熊本地震関連予算は、累計総額で8,543億円となります。

1枚おめくりいただきまして、資料の4ページ、5ページが歳入予算となります。

冒頭提案分でございますが、5ページのほうの12、繰入金は、住まいの再建支援に向けた取り組みのための復興基金からの繰り入れ、また、15の県債は、直轄災害復旧事業負担金の財源として、災害復旧事業債を発行するものであり、これが一番予算額が大きいのですが、起債充当率100%、交付税措置率95%と、大変有利な起債を充当するものでございます。

また、追加提案分では、13、繰越金を県議

会議員補欠選挙の財源としております。

続いて、おめくりをいただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは、歳出予算の内訳をお示ししております。

冒頭提案分として、6ページ(3)物件費では『ONE PIECE』連携復興応援事業として、本県出身の漫画家・尾田栄一郎さんの作品であるONE PIECEの主人公ルフィの立像を設置するものでございます。

また、7ページの(1)普通建設事業費の土地区画整理事業として、益城町木山地区の土地区画整理事業を県施行で取り組むための調査設計や用地買収費用等を計上しております。

(3)国直轄事業負担金では、国道57号や阿蘇大橋など、熊本地震に係る災害復旧事業負担金を計上しております。

追加提案分としては、6ページの1、一般行政経費の(4)その他で、熊本市第二選挙区の補欠選挙に係る熊本市への交付金を計上しております。

8ページをお願いします。

今回の補正に伴いまして必要となる地方債の補正の内容でございます。

以上が今回の予算の概要でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○府高秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の10ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

庁費といたしまして、1,300万円を地震対応分として計上しております。

これは、4月15日に県民栄誉賞を授与いたしました、漫画「ONE PIECE」の作者・尾田栄一郎さんの功績を末永くたたえとともに、熊本の復興に尾田さんと熊本県と一緒に取り組む象徴といたしまして「ONE PIECE」

のルフィ像を県庁プロムナードに設置する経費でございます。

以上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

12ページをお願いいたします。

県議会議員補欠選挙費といたしまして、9,000万円余を計上しております。

7月22日に執行されます熊本市第二選挙区における補欠選挙に要する経費でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

資料は、13ページをお願いいたします。

第4号議案、熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

概要につきましては、資料23ページで御説明いたします。

条例改正の趣旨としましては、地方税法の一部改正に伴う改正でございます。

主な改正内容につきましては、たばこ税の改正について、大きく3点ございます。

1点目が、最近普及しつつあります加熱式たばこの課税方法の見直しについてでございます。

2の(2)のAにありますとおり、新たに加熱式たばこの課税区分を設けることといたします。その上で、イにありますとおり、課税標準の算定方法につきまして、これまでたばこの重量により算定してきたものを、重量と価格により算定する方法へ見直し、ことし10月から5年間かけて、段階的に移行してまいります。

2点目としまして、たばこ税の税率の引き上げでございます。現在の県たばこ税の税率は、1,000本につき860円となっております。これを、ことし10月1日から3段階で引き上

げ、最終的には1,070円となります。このことにより、国、地方のたばこ税は、1箱当たり60円の引き上げということになります。

次のページをお願いいたします。

3点目としましては、紙巻きたばこ3級品につきまして、これは、28年度から段階的に現在実施をしております税率の引き上げでございます。これにつきまして、今申し上げましたたばこ税の引き上げと時期を合わせるために、半年間延長することといたします。施行時期につきましては、段階的に引き上げるものもございますので、3に記載のとおりでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

第13号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例に係ります専決処分の報告及び承認についてでございます。

概要につきましては、31ページで御説明を申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、これも地方税法の一部改正に伴うものでございます。本年4月1日施行部分につきまして、法と条例の内容にそごが生じないよう、専決処分により対応したものでございます。

主な改正内容としましては、2にございますが、各税目において、課税の特例措置の新設または適用期限を延長する国の改正に伴い改正を行うものでございます。

なお、次のページ、32ページの(4)軽油引取税につきましては、この延長につきましては、昨年9月の県議会においても国への意見書が可決されているものでございます。施行期日は、30年の4月1日でございます。

続きまして、33ページ、第14号議案、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例に係ります専決処分の報告及び承認についてでございます。

概要を34ページで御説明をいたします。

この条例は、誘致企業等への県税の優遇措

置を規定しているものでございますが、今回の改正趣旨につきましては、地域再生法に係る省令の一部改正を踏まえまして、省令と条例の内容にそごが生じないように、専決処分により対応したものでございます。

主な改正内容につきましては、地域再生法の省令改正により、本条例の適用要件となる、そこに記載の整備計画の認定期限が延長されたことに伴い、期限を延長するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

税務課は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○府高秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の35ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

平成29年度の繰越明許費について御説明いたします。

熊本地震犠牲者追悼式事業費のうち、業務委託に要します291万円余を繰り越しました。これは、昨年11月の補正予算により事業に着手いたしまして、ことしの4月に追悼式を行ったためです。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

36ページをお願いいたします。

同じく、繰越明許費の報告でございます。

上段の県庁舎維持補修費ですが、これは、県庁舎の中央監視設備等の改修費について、熊本地震の影響により施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことから、4,300万円余を繰り越したものでございます。本年度中に完了する予定でございます。

次に、中段の財産利活用推進事業費です

が、これは、球磨総合庁舎の改修工事において、継続使用を予定していた倉庫がシロアリ被害を受けていたこと等により、工事内容に変更が生じたことなどから、年度内の事業完了が困難となり、9,100万円余を繰り越したものでございます。本年8月末に完了する予定でございます。

最後に、県庁舎等施設災害復旧費について、790万円余を繰り越しております。

これは、熊本地震により被災した熊本総合庁舎にある県央広域本部税務部の県庁新館1階への移転に係る設計費について、平成29年11月議会において予算を増額補正させていただいたものでございますが、事業着手から適正工期を確保したため繰り越したものでございます。本年7月末に完了する予定でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課です。

次の37ページをお願いします。

同じく、繰越明許費の繰越計算書です。

まず、上段の私立学校施設耐震化促進事業費ですが、予算額のうち3,500万円余につきまして、平成30年度へ繰り越しさせていただくものです。

今回繰り越し対象となったものは、高校の耐震改築1校です。繰り越しの理由ですが、この事業は、昨年10月に国が追加募集した事業に対応したものであったため、設計内容の検討に日数を要したことによるものです。

続きまして、私立学校施設災害復旧費ですが、予算額のうち4億9,500万円余について、平成30年度へ繰り越しさせていただくものです。今回繰り越し対象となったものは、高校1校、幼稚園1園の計2校です。

繰り越しの理由ですが、熊本地震の影響に伴い施工業者における技術者及び資材が不足し工事の進捗がおくれ、年度内の工事完了が

困難となったことによるものです。

なお、組織改編に伴いまして、幼稚園関連業務は、今年度から健康福祉部の子ども未来課が所管することとなったため、幼稚園分の繰越予算5,000万円程度につきましては、子ども未来課において執行することになります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料、同じく37ページの下段、消防学校施設災害復旧費の明許繰越の御報告でございます。

熊本地震で損傷いたしました屋内訓練場と救急棟2棟の災害復旧につきまして、その工法を合築に変更したことにより、設計内容の見直しなどに日数を要しまして3,379万6,000円余を繰り越したものでございます。

本年3月に事業着手しておりまして、12月末には完了の見込みでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

資料38ページをお願いいたします。

同じく繰越明許費の御報告でございます。

県税システム等改修事業費につきましては、自動車登録に関する諸手続を一括して行えるサービスの導入に当たりまして、運用開始リハーサルも含めて29年度中を予定しておったところですが、リハーサル等の時期が変更になり、繰り越しをお願いしたものでございます。

なお、既にリハーサルも終了しておりまして、7月2日からの運用開始予定でございます。

税務課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○倉光地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の39ページの上段をお願いいたします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございますが、環境省の補助事業を活用して水俣市が行う温泉街交流拠点整備事業等において、老朽化した建物の解体工事を伴う事業であり、解体工事に必要な乗り入れ道路の用地交渉が難航する等、不測の日数を要したことから年度内の事業完了が困難な状況となったため、3,700万円余を繰り越したものでございます。

なお、年度末までに完了予定です。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

同じく、説明資料39ページの中段をお願いいたします。

県立劇場施設整備事業費のうち、1億5,100万円余を繰り越しております。

これは、演劇ホール舞台機構改修工事に関しまして、工事入札不調により施工業者との契約が3月にずれ込んだため、年度内の工事完了が困難となり、繰り越しを行ったものでございます。

工事は8月中旬に完了予定を見込んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

同ページの下段をお願いいたします。

五木村振興道路整備事業費でございますが、村からの要請を受けまして、村道神屋敷

線の整備を県が受託して行うものです。

平成28年度事業が熊本地震の影響で大幅におくれたことに伴い、その先に当たります平成29年度事業の発注がおくれ、事業の年度内完了が困難となりまして、2,600万円余を繰り越したものでございます。

29年度事業につきましては、9月末の完成予定でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料40ページ、上段をお願いいたします。

まず、天草空港運航支援対策事業費、これは、天草エアライン保有機の整備に要する経費を助成するものでございますが、その天草エアラインの機材の整備委託先であります航空会社格納庫内で発生した不慮の事故の影響により、年度内の事業完了が困難な状況となったため、8,900万円余を繰り越したものでございます。

9月には事業が完了する予定です。

次に、南阿蘇鉄道災害復旧費につきましては、南阿蘇鉄道の災害復旧を行う南阿蘇鉄道株式会社に対する助成でございます。

国の補正予算成立に伴う事業で、補助事業者への交付決定がことし3月に行われたため、全額を本年度に繰り越したものでございます。

年度内の完了を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

同じく、説明資料40ページの下段をお願いいたします。

情報通信格差是正事業費ですが、携帯電話

の基地局整備に対する補助でございます。

山江村が実施する分につきまして、基地局建設地の選定に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難となったため、5,700万円余を繰り越したものでございます。

なお、工事完了は8月末を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○横井議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の41ページをお願いいたします。

議会棟維持修繕費でございます。これは、平成29年度から30年度までの2カ年計画で議会棟内部改修工事を実施しておりますが、熊本地震の影響により発注準備等に不測の日数を要したため、1億4,200万円余を繰り越したものでございます。

なお、9月議会の開会前までに工事完了予定でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課です。

ページをめくっていただいて、次の42ページをお願いいたします。

平成29年度一般会計事故繰越の繰越計算書です。

明許繰越と同じく、私立学校施設災害復旧費ですが、昨年度繰り越した11億1,900万円余のうち1億4,300万円余を再度繰り越すものです。

今回繰り越し対象となったものは、高校2校、中学校2校です。熊本地震の影響に伴いまして、施工業者における技術者及び資材が不足し、年度内の工事完了が困難となったことによりまして、やむを得ず繰り越すものでございます。

なお、9月末までには全ての工事が完了する見込みです。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 予算総括歳出の7ページで、国直轄事業負担金というのが出ておられて、直轄災害復旧事業負担金ということで負担金を払われるわけですが、この負担金の財源内訳ですね、当然費用としては出るわけですが、ここに交付税が入ったりとか、いろんな裏打ちがあると思います。これを丸々全部県が単費で出すということではないと思いますので、その負担金の財源内訳を教えていただきたいのが1つ。

それともう一つは、最後のほうにありました。事故繰越少ないなと思いつつ見ていたら、私学のほうで最終的には事故繰越が1つ出てまいりました。多分、総務部ですから、これは私学振興課にかかわらず、所管の課以外の全庁的な数字として今回の事故繰越がどの程度の額になっているのか、その内容について総務部は多分把握しているだろうというふうに思いますので、そこは細かくじゃなくていいんですけど、ざくっと教えていただければと思います。

○下山財政課長 財政課でございます。

まず1点目の国直轄事業負担金の財源の内訳と措置の状況でございますが、中身は、57号の北側復旧ルートでありますとか阿蘇大橋の分でございますが、充当率が、こちら災害復旧事業の直轄分ということで、充当率100%の交付税措置率95%ということで、高い措置をしていただいているところでございます。

それから、繰り越し全般の点についての御質問ございました。

○前川収委員 資料がないなら、後からでもいいですよ。

○下山財政課長 平成29年度からの事故繰越し分が1,279億ございます。内訳といたしましては、災害復旧費が1,000億、それから土木費が172億となっております。

それから、その中で特に特徴でございますのが、災害復旧費の中の中小企業グループ施設災害復旧費ということで、いわゆるグループ補助金の分が826億と、地震分の中でも7割と高い割合を示しておるところが特徴でございます。

早期の執行に向けて、各部局と連携をとりながら、早期の着工に努めてまいりたいと思っております。

○前川収委員 災害直轄負担金の分は、済みません、ちょっと聞き方が悪かったんですけども、本県の負担分の100%が起債が認められて95%充当されますけど、割合はどうなるんですかね、全体の割合。つまり、県分の割合というのが、総事業費100としたときに、最初にそこがまずあると思うんですけど。そうしないと、実質上の負担率が見えないんです。

○下山財政課長 財政課でございます。

お調べして、また後で御報告させていただきます。

○前川収委員 わかりました。

例えば、100億の事業で、9割は国で見ましょと、1割が負担金で出してくださいと。その1割の負担金の額がこの額だと。その1割を100%起債を認め、95%が充当ですということになると、多分5%の、ここで見れば5%の負担率が多分10分の1になって、0.5%ぐらいになるのかな、今の計算で、総

額で計算すればですね。

気になったのが、市町村の災害の負担割合、市町村単費の財政負担割合が、県全体でいくと約6%前後だということをお話しいただいておまして、かなり低率で、もちろん6%が安いとは言いませんけれども、かなり抑えられているというふうに思いましたけれども、では県の事業はどうなっているのところが、ちょっと余りアナウンスされてなかったかなと思ひまして気になって、その数値を教えていただければというふうに聞いたところですので、わかったところで、また教えてください。もうわかった。

○下山財政課長 先ほどの国直轄事業分の地元負担率が約2割でございます、残りが県の負担ということになります。ごめんなさい、2割が県の負担ということです。その中の、それを全て起債充当しまして、95%交付税措置をされるということです。

○前川収委員 非常に、直轄にさせていただいたことが本県財政にとっても、もちろんスピード感、災害復旧のスピード感で見ても、非常にいい効果が出ているのかなというふうに思っております。ぜひ、なるだけたくさん直轄でやっていただきたいなと思っておりますし、阿蘇のカルデラの中の砂防事業についても、これからなんでしょうけれども、同じような負担率でやっていただければ非常にありがたいなというふうに思っておりますので、頑張ってください。

それからもう1つ。事故繰りの次はありますかという話は、基本的には行政の世界にはないと聞いておりますが、心配しております、やっぱり。この872億、グループ補助金を中心だという話でありまして、現在の状況、いわゆる一般的な建築業界というんですかね、県内のその業界とか、そういう民間の皆さん方の状況を聞くと、まだまだ手いっぱ

いで、やりたいけどやれないということがあって、契約はなさっているけれども事実上の着工ができてないとか、そういう話をたくさん聞きます。

それで、基本的にはあってはならないことでもありますけれども、よもやがね、事故繰越までは私は昔の繰越明許とほぼ変わらないと思ってます。というのは、この予算は別として、3月に予算成立したものが年度末に来て、いきなり1回目の繰越明許なんて当たり前の世界で、その何日間の世界で事業執行なんてできるはずがないんだから、1回目は、これは繰越明許は当然、補正で組まれた予算については当然の話なんです。2回目が事故繰越しということになるから、通常予算で組まれた場合と補正予算で組まれた場合は、その工事期間というか、執行期間というものには大きな、もうやがて1年ぐらいの差が出てしまうという、これはもう予算のテクニック上の問題ですけどね、そういうふうに結果としてになってしまうわけじゃないですか。そのことと熊本県の現状というものから考えていけば、正当な理由があれば、事故繰越の先は事故事故繰越か何か知らないけども、何と言うのか、行政用語にはないのかもしれない。

しかし、やっぱり我々の視点から見れば、正当な理由できちっとグループ補助金頑張っでやっているけれども、限られた期間の中でどうしてもできない、自助努力だけじゃない世界で、どうしても客観的にできないという状況のことも、しっかり考えていかなければならない時期にあると思っていますので、法律というのは人間がつくったことですから、それが絶対だめだということじゃなくて、正当な理由があれば、そこは考えてもらいたいと思っていますんですけども、何かコメントはございませんか。

○池田総務部長 今御指摘ありましたとお

り、繰り越しについては2回しかできないという縛りが法律上ございまして、やはり東日本大震災のときにもこの議論がありまして、法律改正で以前1回、特別措置法でやったことがあるんですけども、大分昔の話ですけども。東日本大震災のときにも、同じように法律を改正してやってくれという議論があったんですが、なかなかそこはハードルが高くてできなかったという経緯がございます。

ただ一方で、2年間で執行できないという事例も十分想定されますので、そういった場合には、現実的には国のほうで予算をつけかえをしてもらおうということが現実的なのかなというふうに思っています。

ただ、それをやるにしても、例えば、補正予算だと手厚い財政支援措置があるのに、当初予算になった途端に支援措置がなくなるという場合もあり得るので、そういったことも留意しながら、とりあえず年度内の執行に努めていくというのが大原則ではございますけれども、年度末が近づいてそういう状況があれば、そこは柔軟に各省と個別に調整をしていくということは必要かなというふうに思っております。

○前川収委員 今やれるのは、一回そこで事業をやめて、執行予算を途中でやめて、それで残った予算は戻しますと行って戻して、新年度予算で新たな予算をいただいて、そして継続していく、これが通常の多分やり方で、2回目以降はね、3回目というのはいないわけですから。

ただ、そうなったときには、途中で建設工事が、家が2分の1建っていますと。2分の1は建ったけど、残りの2分の1の予算は戻しましたと、例えばグループ補助金であればね。また、その残りの2分の1の予算はもらわないと、ここは建たないと。家って2分の1で済むはずがないわけですし、予算の根拠もないから業者の皆さん方も非常に不安でし

ようし、その次、当初でいただいた予算と同じ条件で次の新年度で予算は組めるのかというのは、一般的には非常に不安定。そもそもグループ補助金というのが、災害のときにつくった補正予算で出していただいた額、お金ですから、その根拠がなかなかないでしょう。

ですから、ぜひ、このことはまだあと何カ月もある、10カ月ぐらいあるんですかね、10カ月以上か。もうそんなに長くもないと思っていますので、もちろんそのぐらいに終わると、終わっていただくように我々がサポートするということが第一義であります。それでも、液状化とか、家の基礎の部分が全然できてないというところもたくさんあるわけで、そこはまだ事業になってないところまでありますよね。そういうところも踏まえて考えたら、やっぱりそういうことをしっかり視野に置いて、この際、もうやっていると思いますけれども、対処法をやっていくということの姿勢を見せていただきたい。何より被災者の皆さん方に不安を与えないと、家の復興をやっているけれども、この先どうなるかわからないという不安を与えないように、しっかり頑張ってください。

答弁要りません。以上です。

○早田順一委員 今前川委員のほうから事故繰越のお話がありましたけれども、それにちょっと関連してなんですけれども、その要因として、多分工事の入札の不調とか、そういうのもあるんじゃないかというふうに思いますけれども、例えば1ページなんか、その東部支援学校入札が5回もされたということでございますけれども、そのほかの工事もいろいろあっていると思います、そういう不調がですね。

で、その入札をやり直す中で、例えば当初の、この建物とかこの事業は幾らの予算だったけれども、入札を重ねるたびに予算がアッ

プしているのかどうか、ちょっとその辺を聞かせていただきたいと思います。

○内野幸喜委員長 どこで答えますか、これは。財政課でいいですか。

○下山財政課長 財政課でございます。

済みません、詳しくお答えできなくて申しわけないのですが、工事の実勢単価というものが上げられる場合は、それを反映していくというふうに伺っております。

○早田順一委員 多分その資材が高騰したりとか人件費が上がったりして、やっぱり値段が合わないからということで不調になっていると思いますけれども。だから県全体の、例えば県有施設においてそういうのが不調になって、どれぐらい全体的に予算をかさ上げとか押し上げているのか、ちょっとその辺を知りたかったものですから。数字ではわからなければ、また後でも教えていただければと思います。

○内野幸喜委員長 じゃ、後でよろしいですか。

○早田順一委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑はありませんか。

○濱田大造委員 12ページの補欠選挙に関して、ちょっとお尋ねなんです。来春の地方統一選挙で、県議選で新たに公費でチラシを使えるようになるというお知らせをいただいているんですが、この補欠選挙もそれが適用されるのかどうかと、そのチラシは証紙を張ったりとか、これ国政選挙のチラシと運用の仕方は同じと考えていいのか、その辺ちょっと詳しくお知らせください。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

県議会議員選挙におけるビラ頒布につきましては、公選法が改正をされまして可能となりました。

また、先般、県の条例を改正させていただきました、公費による負担をさせていただくということになっております。

この公選法の改正、そして条例の改正については、次の統一地方選挙から適用することにしておりますので、今回の補欠選挙においては適用がございません。

運用につきましては、基本的には国会議員選挙と同様と考えておりますが、配布の可能枚数が違うということがあります。

また、詳細については、選挙が近づきましたら先生方に御説明をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○濱田大造委員 了解しました。

続いてもう1問よろしいですか。

○内野幸喜委員長 はい、どうぞ。

○濱田大造委員 くまモングループにちょっと質問いたします。

くまモンの運用方法がことしの1月、4月からまた新たに変わったと聞いているんですが、1月に制度変更したときに、県内の業者さんが説明会に、かなりの数の業者さんが集まって、いろいろ困ると、いろんな苦情が寄せられたと思うんですが、私のところにも若干、業者さんから問い合わせが来たりしているんですが、今どうなっているのかを教えてください。

○小金丸くまモングループ課長 くまモングループ課です。

御質問をいただいた分ですけれども、1月

の説明会時、やはり県内事業者の方から、たくさんの御意見をいただきました。

その後、直接そういった御意見をいただいた事業者様を直接訪問することによって、どのようなところに課題があるのかということを整理をさせていただきました。

そういった中で、昨年度中に県内事業所様が海外展開する際のいわゆる優遇措置、これを3点定めさせていただきました。

まず1点目が、県内事業所様が海外に製品を出す際のライセンス料、これは通常、海外展開する際は有料としておりますが、これを無料とさせていただきました。

それから2番目に、県内事業所様だけが扱えるイラスト、こういったものを御用意しようということで、ただいま準備中でございます。これは県外ないしは海外の事業所様が使えないイラストになります。

それから3点目が、やはり海外に展開する際、今後はいわゆる相談先が県外あるいは海外の事業所に相談いただく、海外のエージェントに相談いただくということになっていたんですが、これをこれまでどおり、県庁前にございます委託事務局、そういったところで御相談できるように便宜を図ったところでございます。そういった見直しをする中で、県内事業所様のほうからの不安、そういった部分も解消されておるところでございます。

以上です。

○内野幸喜委員長 濱田委員、まずは議案についての質疑を。これは今しましたのでいいと思いますが。

○濱田大造委員 はい。以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに、議案についての質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 議案の第4号の県税の条例

の一部改正ですが、加熱式たばこが新たに課税をされる、それから普通のたばこも税率が変わるということですがけれども、熊本県の収入にどう影響するのかというのを、わかる範囲で教えていただきたいんですけども。

ちょっと加熱式たばこが出てきて、例えば収入が減って、今回加熱式たばこを加えるとどれくらい上がるのかということと、これ段階的に普通のたばこも上がっていきますけれども、本県の収入にどう影響するのか。もちろん、今禁煙、禁煙と言われるのでやめる人もいるんでしょうけれども、大まかにそういう見通しができているのかどうか、そこも含めて。わかる範囲で結構です。

○増田税務課長 税務課です。

細かな試算というのはなかなか難しいところがございまして、国の試算の中で、地方のたばこ税の今回の見直しに係る増分というのが1,100億円程度ではないかという見込みがされております。

現在、国、地方を合せると2兆円たばこ税がございまして、県は20億円、要は1,000分の1くらいなんですけれども、そのあたりから類推しますと、1億、2億ぐらいの数字になるのではないかと。

ただ、前回の平成24年の見直し以降、大体21億、2億それから20億円程度をずうっと、ある意味横ばい程度で来ておりますので、1～2億というのがその中に吸収されれば同じぐらいの数字でいきはしないかと、見込まれるのではないかと。ただ、それによってどれだけ本数が、販売本数が増減していくのかというのはございまして。済みませんが、その程度でございまして。

○溝口幸治委員 わかりました。単純に上がっていくとは思わないんですけどね。上がるからやめるという人も出てくるでしょうけれども。余りこういうのは予測が立てにくいと

いうことですよ。余りそういう予測は税務課のほうでもしない。国の今の試算はわかりましたけれども、県の場合は余りそういう予測を立てたりというのはないというふうに理解しておいていいですかね。

○増田税務課長 今回の見直しについて、どうなるかという見込みまでは立てておりません。

○溝口幸治委員 わかりました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大平雄一委員 済みません。6ページの物件費の『ONE PIECE』の連携復興応援事業なんですけれども、県庁のほうに設置されるという部分と市町村と連携してされるというような取り組みを考えておられると思うんですけども、それを具体的にちょっと教えていただきたいんですけども。

○府高秘書グループ課長 知事の答弁のほうで、この前、県庁プロムナードの設置とあわせて財源の話と、それから今後被災各地に仲間の像をつくっていくという表明をさせていただきました。ただ、ここは集英社さん、それから尾田先生の御了承を得てここまで表明いたしましたけれども、中身については、これから具体的な協議を、県内市町村との協議も含めて、これから具体的なことを進めたいと思っております。

○内野幸喜委員長 大丈夫ですか。

○大平雄一委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに、質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第13号、第14号及び第30号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 はい。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が5件あります。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○白石政策審議監 知事公室でございます。

資料は、A3横のカラーの資料をお願いいたします。

創造的復興に向けた重点10項目について、現時点における進捗状況について、御報告させていただきます。

この資料は、復旧・復興プランの中でも、特に県民生活にかかわりの深い10項目を重点的に進捗管理する目的で、平成28年度から31

年度までの4年間の主な取り組み内容とスケジュールを一覧表で作成しておるところでございます。

青いところは既に完了もしくは達成したところの取り組みでございまして、本日は、昨年度報告からの変更部分、主に29年から30年の取り組みにつきまして、赤字で記載しているところを中心に御説明させていただきます。

なお、各取り組み事項につきましては、関係する委員会には、所管部のほうからそれぞれ報告をさせていただくこととしております。

それでは、まず初めに「すまい」の再建でございます。

昨年8月に、住まいの再建に係る4つの支援策を示した結果、仮設住宅等入居者世帯数は、昨年5月の約2万世帯から、1年で約1万4,000世帯にまで減少しております。約1万2,000人の方が、住まいの再建を実現されているという状況でございます。

また、災害公営住宅につきましては、現在、事業着手率が約73%、今年度中に635戸を整備する予定でございます。西原村では、この6月に、県内で最初に12戸が完成しております。平成30年度末に向けまして、住まいの再建が一日も早く完了できるよう取り組むこととしております。

次に、2番目の災害廃棄物の処理でございます。

発災から2年以内の処理完了を目指して取り組んでございまして、現時点で99.9%の処理が完了しております。

残りは、住民の合意形成に時間を要しましたマンションや南阿蘇村等の山腹崩壊で現地に入れない物件など計30件が残っておりまして、今年度中に完了する予定でございます。

次に、阿蘇へのアクセスルートの回復でございます。

国道57号北側復旧ルート及び国道325号阿

蘇大橋ルートにつきましては、2020年度的全線開通に向けて、国土交通省に精力的に復旧を進めていただいております。

暫定開通しております俵山ルート、それから長陽大橋ルートなども含めまして、一日も早い本格復旧に向けて国に要望するとともに、引き続き国と連携して早期の復旧を図りたいと考えております。

また、鉄道、JR豊肥本線につきましては、現在国と県で斜面对策工事を実施しております。県の砂防・治山工事は、平成30年度末見込みで、9カ所が工事完了予定でございます。

JRも、豊肥本線復旧事務所を設置して、全線復旧に向けた工事を進めております。

南阿蘇鉄道につきましては、昨年12月には国の支援スキームが決定されまして、本年3月に工事着工をいたしました。全線復旧時期につきましては、詳細な調査設計等を踏まえて判断されることになっておりまして、引き続き国と早期復旧に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、4番目の熊本城の復旧でございます。

昨年策定しました熊本城復旧基本計画に基づきまして、来年秋には大天守の外観が復旧する予定でございます。

復旧過程を見ていただく見学通路の設置につきましては、2019年秋の国際スポーツ大会に間に合うように、できる限り早い設置に向けて検討が進められています。

熊本城は復興のシンボルでありまして、しっかり国や熊本市と連携して取り組んでいきたいと思っております。

次に、5番目の益城町の復興まちづくりでございます。

熊本高森線の4車線化につきましては、昨年10月から用地交渉に着手し、建物調査については約86%着手しております。そのうち、5月末時点で全体の11.1%の用地契約をいた

だしているところでございます。平成31年度のモデル地区整備に向けて、用地買収を全力で進めていくこととしております。

また、木山地区の土地区画整理事業につきましては、3月に、町の都市計画決定それから県施行協定を締結し、本年4月2日には、益城復興事務所を40名体制で設置しております。現在、用地先行買収に取り組んでいるところでございます。

次、2枚目をお願いいたします。

6番目の被災企業の事業再建でございます。

グループ補助金につきましては、交付決定進捗率が、平成29年度末で97.3%となっております。

今年度から、これまで工事業者不足などの本人の事情によらずに申請できなかった事業所を対象として、グループ認定に係る第5次募集を、今月末まで実施しているところでございます。

次に、7番目の被災農家の営農再開でございます。

被災農家の営農再開率は、現在96.9%となっております。平成30年度までに復旧完了、31年度には100%を目指して取り組みを加速化しているところでございます。

営農施設の復旧や農地の大区画化の取り組みについても、本年度を目途に完了するよう取り組んでいくこととしております。

次、8番目が、大空港構想Next Stageの実行でございます。

空港運営の民営委託のため、実施方針等が本年1月に公表され、3月には公募選定手続が開始されております。今後、国による審査を経て、今年度末までに優先交渉権者が決定される予定でございます。

国や関係者と連携しながら、本県のさらなる発展に資する空港となるよう取り組んでまいります。

9番目が、八代港のクルーズ拠点整備でござ

ざいます。

本年2月にロイヤル・カリビアン・クルーズ社と協定を締結し、今後はこの協定に基づき、県が大型バス駐車場、船社が旅客ターミナルなどのエリアを整備することとしております。

2020年4月の国際クルーズ拠点の供用開始に向けて、引き続き国や船社と連携しながらしっかり取り組んでまいります。

最後に、10番目の国際スポーツ大会の成功でございます。

女子ハンドボールにつきましては、今年度、国際ハンドボール連盟との協議の上、県内会場が熊本市、山鹿市、八代市との見通しになったことを踏まえまして、来週開催の熊本の組織委員会理事会において、実施計画を承認いただく予定となっております。今後は、この計画に基づきまして、準備を進めていくこととしております。

また、本年8月には、海外の強豪チームを熊本に招いて、おりひめJAPANとの国際親善試合、それから12月に、アジア予選を兼ねた女子アジア選手権が開催されることになっております。

また、ラグビーにつきましては、昨年12月に試合日程が公表されまして、本県では10月に、フランスとトンガ、ウェールズとウルグアイの2試合が決定しております。

4月20日には公認キャンプ地の内定が公表され、本県で試合を行う全4チームが本県でキャンプを行うことになっております。

これら2つの国際大会の成功を通して、復興する熊本を国内外に発信することとしておりまして、今後、オール熊本の体制、取り組み準備を加速化していくこととしております。

以上、これらの重点10項目を初め、復旧、復興に向けた取り組みを、全庁一丸となって着実に進めていきたいと思っておりますので、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

県央広域本部及び防災センターの合築庁舎に係るスケジュール等について、財産経営課と危機管理防災課から御報告させていただきます。代表して、財産経営課から御説明いたします。

お手元のA4横の資料をごらんください。

本件については、4月の常任委員会でも概要を御説明させていただきました。今回は、重複する部分もあるかと思いますが、その後の状況や今後の予定等を御報告させていただきます。

まず、資料左側の1、建設予定地については、県庁敷地内の行政棟新館北側を基本に考えており、図面の中の赤の点線で表記しております。この付近を中心に、具体的な場所については、今後、工法も含め、コスト的にもバランスの優れた計画を設計の中で検討していくこととしております。

資料の右側をお願いします。

2、整備スケジュールですが、(1)の工期については、基本設計と実施設計を合わせて2年、建設工事で3年、全体で5年程度と考えております。

次に、(2)設計委託発注の概要につきましては、実際の発注は土木部で実施することになりますが、入札予定時期については平成30年9月、履行予定期間は約15カ月、入札・契約方法については、公募により技術力や経験、遂行体制など含めた提案書の提出を求め、それらを評価して設計者を選ぶ公募型プロポーザル方式を予定しております。

なお、時期等については現時点での予定であり、今後変更となる可能性もございます。

最後に、参考として右下の合築庁舎の概要ですが、床面積は約1万平米で、その内訳としまして、県央広域本部の執務室等として約

3,400平米、県央広域本部と防災センターの供用スペースとして約3,600平米、防災センターの専用スペースとして約3,000平米を想定しています。

供用スペースは、平時は県央広域本部等の供用会議室として使用し、熊本地震のような大規模災害発生時には、災害対策本部や政府現地対策本部の会議室あるいはプレスルーム等として使用する予定でございます。

なお、事業費は約100億円を見込んでおりますが、事業費を含め面積等については、今後精査してまいります。

御報告は以上です。よろしく申し上げます。

○内田企画課長 企画課でございます。

「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」に係る熊本地震の影響の検証について、御報告させていただきます。

お手元にA4判の本体の資料とA3判の概要版を御用意しておりますが、本日はA3判の概要版で御説明をさせていただきます。

まず、概要版資料上段の検証の基本的な考え方でございます。

この県内各地域の将来像は、熊本市の政令指定都市移行を踏まえ、県内各地域におけるアイデンティティーや強みを生かした取り組みの方向性などを示すため、平成23年12月に、おおむね10年程度の期間を射程として策定したものでございます。

これまでの成果といたしましては、ちょうど概要の中段の左側に白い枠囲みをしておりますけれども、県内各地域で取り組みが具体的に進展をしてきております。例えば、世界文化遺産に登録された万田坑、三角西港や、登録を目指す崎津集落を活用した広域観光、それから県南フードバレー構想に基づく商品づくり、水俣・芦北地域雇用創造協議会における高付加価値な産業創出など、各地域で特色のある新たな取り組みが生まれ、具体化を

してきているところでございます。

一方で、日本全国が今直面しております人口減少や少子高齢化等の課題に対しましても、熊本への人の流れの創出や人材流出の抑制等、新たな取り組みに果敢にチャレンジを開始したところでございました。

そのような中、平成28年4月に本県に甚大な被害をもたらしました熊本地震が発生いたしました。

熊本地震は、特に被害の大きかった熊本都市圏東部地域や阿蘇地域はもちろんのこと、県内各地域でさまざまな環境変化をもたらしております。

このため、熊本地震がもたらした環境変化とその影響、それを踏まえまして、地震を受けて今後重要と考える新たな取り組みと、それから震災以外の社会情勢の変化を踏まえた新たな取り組みにつきまして、この2点の観点から、今回、各地域の意見を伺い検証、整理を行ったものでございます。

概要には記しておりませんが、具体的な手続といたしましては、全市町村それから各広域本部、地域振興局から意見を伺いました。また、地震の影響も大きかった一部18市町村に対しましては、何回かヒアリングを重ねまして、検証を進めたところでございます。

さらに、今回取りまとめた案を4月以降改めて全市町村、各広域本部、地域振興局を初め、県庁各部にも照会をいたしまして整理をしたものが、現在お手元に配付をさせていただいているものでございます。

検証を行った結果でございます。資料の中段でございますけれども、「県内各地域の「主な取組みの方向性」」のところをごらんいただきたいと思います。

平成23年12月に当初設定をいたしました6つの圏域の枠組み、また、県境地域における九州各県との連携も含めまして、現在各地域が目指す取り組みの方向性につきましては、

当初の将来像におおむね包括されることが確認できました。

その上で、各地域に新たな取り組みが生まれております。今回、震災の対応等を中心とした全地域共通の取り組みと、それから社会情勢の変化等に対応いたしました地方創生に係る各地域ごとの特性を生かした取り組みと分けて位置づけておりますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず「県内各地域の「主な取り組みの方向性」」のところをごさいますして、全地域共通の新たな主な取り組みの方向といたしまして、ちょうど緑色の枠囲みでマル新と書いてあるところをごさいますすが、自治体の庁舎、それから医療施設、学校施設等、防災拠点の強靱化等が掲げられております。また、地域防災計画や防災マニュアルの整備、自主防災組織を中心とした防災体制の強化等、防災体制の強化について掲げられているところをごさいます。また、県産品販売、観光面における風評被害の払拭に向けた正確な情報発信等が掲げられております。それから、被災企業、被災農家の復旧・復興支援が掲げられております。また、復旧、復興に向けた住民意向の把握、買い物弱者への支援、交通ネットワークの整備などが復興のまちづくりとして掲げられているところをごさいます。それから、安心して住み続けられる住まいの再建確保に向けた、地震を踏まえた住宅整備についても共通して掲げてごさいます。また、被災時の緊急救援活動等に必要な通行機能の確保等、道路のリダンダンシーの確保についても、全地域取り組みの方向性が示されているところをごさいます。

次に、地方創生に向けた各地域の新たな主な取り組みの方向性について、御紹介差し上げたいと思っております。

まず、(1)熊本市を中心とした熊本都市圏でございすが、ここにつきましては、熊本城を初め、熊本地震の記録、記憶の継承がう

たわれております。また、県の大空港Next Stageと連携した熊本都市圏東部地域のまちづくり、また、国際スポーツ大会の開催を契機とした交流人口の拡大などが掲げてごさいます。

次に、(2)の県北地域でございすが。この地域においては、新たに幹線道路ネットワークを生かした新たな人の流れの創出、日本遺産認定や大河ドラマを核とした地域資源の磨き上げによる広域的観光のさらなる振興などが掲げられているところをごさいます。

(3)の阿蘇地域でございすが。立野地域等を初めといたしまして、熊本地震の記録、記憶の継承として、回廊型のミュージアムの形成などがうたわれているところをごさいます。また、国道57号やJR豊肥本線の復旧と阿蘇へのアクセスルートの回復、また、国立公園満喫プロジェクト等を活用したインバウンド等交流人口の回復・拡大、移住・定住の促進等がうたわれているところをごさいます。

(4)の県央東部地域といたしましては、九州中央自動車道の整備、進捗を見据えた動きといたしまして、良好な自然環境等の情報発信を強化すること、雇用を創出しながら中山間県境地域における移住、定住の拡大等が掲げられているところをごさいます。

(5)県南地域においては、県南フードバレー構想に基づく6次産業化、販路拡大、それから企業誘致等がうたわれております。また、アジアに開くゲートウエーとして、八代港の人流・物流拠点の推進、第6次水保・芦北地域振興計画を着実に推進しつつ、IT企業のサテライトオフィスの誘致等、若者の地元定着につながる新たな雇用創出等がうたわれているところをごさいます。

(6)の天草・宇土半島地域においては、長崎県等との連携をしつつ、世界文化遺産等を活用した滞在型観光の推進、天草宝島物産公社等の取り組みによります地場産品の販路拡

大、起業、事業拡大等の支援等が位置づけられているところでございます。

将来像の実現に向けての今後の取り組みでございませけれども、今回の検証は、将来像に沿ったこれまでの取り組みや熊本地震によって生じている課題、今後新たに必要となる取り組みを市町村から直接伺う機会となりました。

この将来像の実現に向けましては、取り組み内容や課題を県と市町村が共有し、しっかり連携して取り組むことが必要だと認識しております。

今後、県といたしましては、改めて各市町村を直接訪問いたしまして、意見交換を行いたいと考えております。

そこで、各地域の主な取り組みの方向性をベースに、具体的な事業の取り組み内容や課題などを把握し、市町村と改めて共有することにより、復旧・復興4カ年戦略に掲げた創造的復興の取り組みと各地域、市町村における熊本の将来を見据えた取り組みを確実に実現してまいりたいと考えております。

「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」に係る熊本地震の影響の検証につきましの御報告は以上でございます。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

世界文化遺産登録推進の取り組み状況について、御報告いたします。

資料をごらんください。

まず、1点目、本年の登録を目指しております長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産につきましては、5月4日に、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関でありますイコモスから、世界遺産一覧表への記載が適当という勧告がなされたところでございます。

今月24日から7月4日にかけて、中東・バーレーンで開催されます第42回世界遺産委員会におきまして、勧告を踏まえて登録

の可否が審議、決定される予定となっております。

なお、登録の決定は6月29日から7月2日までの間で、時差の関係で夕方から深夜になる見込みでございますが、決定の際には、速報とその後の詳細情報につきまして、各委員の皆様にもファックスで御報告させていただく予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、当日は、天草市におきまして、世界遺産委員会の審議状況のパブリックビューイングや、記念セレモニーが崎津集落で実施される予定でございます。

県におきましても、8月以降に、熊本市内の中心部で潜伏キリシタン関連遺産の登録記念イベントを予定しておりまして、その際には、あわせて明治日本の産業革命遺産や阿蘇の取り組みにつきましても、情報発信をしていく予定でございます。

次に、2点目でございます。

既に登録済みの明治日本の産業革命遺産、万田坑、三角西港についてでございます。

これにつきましては、平成27年の登録時に世界遺産委員会から幾つかの課題が示されておりまして、その一つである構成資産の保存状況等の報告につきまして、昨年11月に国が取りまとめて世界遺産委員会へ報告書を提出しております。今回の世界遺産委員会で審議がされる予定という形になっております。

また、本年度は、国や荒尾市、宇城市等と連携しながら、それぞれの市で策定されました修復整備活用計画に沿いまして、構成資産の保全管理、調査研究、情報発信等に取り組んでまいります。

最後になりますが、3点目の阿蘇についてでございます。

こちらは、世界遺産暫定リスト入りを目指して、県と阿蘇郡市7市町村で構成いたします阿蘇世界文化遺産登録推進協議会におきまして、登録に向けた取り組みを進めておりま

す。本年度は、有識者から成ります学術検討委員会を設置いたしまして、阿蘇の世界遺産としての価値を学術的な面から明確化するというようにしております。

また、阿蘇の取り組みに関しまして、経済界を中心とした支援組織、阿蘇世界文化遺産登録推進九州会議が発足しております。九州全体で登録に向けた機運醸成を進めることとされておまして、県といたしましても連携いたしまして、広報啓発など、登録に向けた機運醸成に引き続き取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてをごらんください。

1点目の御報告は、球磨川治水対策協議会についてでございます。

球磨川の治水につきましては、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水に対応できるよう、国土交通省、熊本県及び流域市町村で協議を続けております。

去る3月28日に、第3回整備局長・知事・市町村長会議を開催いたしました。

概要といたしましては、これまでの協議で、個別の治水対策案をそれぞれ単独で実施しても目標達成できないということがわかっておりますので、今後、複数の治水対策の組み合わせ案について検討することとしており、その検討方針及び治水対策の進捗状況について意見交換を行いました。

組み合わせ案の検討方針につきましては、検討対象とする対策を引堤や河道掘削等の8対策とし、中心対策案と補完対策案という考え方で組み合わせ、それを安全度、概算事業費、おおむねの工期、実現性等の課題整理の軸ごとに評価を行うというものでございます。

今後、事務局でいいと思われる複数の組み

合わせ案と評価案を立案した上で、総合的な評価を行ってまいります。

なお、市町村からは、国、県の治水対策事業への感謝とともに、昨今の異常気象を踏まえ、早期の対策、検討を望む意見などが発表されております。

次のページでございます。

2点目の報告は、五木村の振興についてでございます。

五木村の振興につきましては、平成20年度に議員提案により制定いただきました五木村振興推進条例に基づきまして、村と県が共同で計画を策定し、財源として10億円の基金を設置して、村とともに事業を推進しているところでございます。

平成29年度につきましては、新たにオープンした五木村歴史文化交流館のPR強化等の観光振興に取り組み、観光客数は震災前まで回復しました。このほか、五木産材を活用した五木源住宅の流通を担う仕組みづくりや、移住者向けのお試し住宅の整備等を行いました。

平成30年度につきましては、水没予定地に整備するコテージ等の運営体制の確立、被災者を対象といたしましたバスツアーの実施等によります五木源住宅のPR促進等に取り組んでまいります。

また、基盤整備事業につきましては、平成23年6月の3者合意に基づき、国の交付金や県からの総額50億円の財政支援を活用して実施してきており、平成30年度は、コテージ整備や道路ネットワークの整備等を引き続き進めてまいります。

下の参考の欄に、平成21年度から29年度までの9年間の振興の成果と課題をまとめております。

ソフト事業につきましては、観光客の増加や木材生産量の増加等、個別事業について一定の成果が出ております。

また、ハード事業についても、観光交流の

核となる施設の整備や生活関連施設の整備が大幅に進んでおります。

しかし、村民からは、経済効果が不十分という意見もいただいております、また、人口の社会減の抑制までには至っておりません。

本年度が、ふるさと五木村づくり計画の最終年度となっておりますけれども、残された課題の解決に向けた取り組みを、村と連携しながら継続して進める必要があると考えておりまして、31年度以降の支援のあり方について、村と丁寧な協議をしております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○大平雄一委員 県央広域本部と防災センターの合同庁舎で、参考の中に震災ミュージアムをここにというような計画ということだったんですけれども、今の段階で書けなかったのか、どういうイメージなのかというのが、ちょっとイメージできなかつたものですか。

○白石政策審議監 防災センターの中に震災ミュージアムの拠点をつくるということで、昨年度末の基本方針では書いておりますけれども、実際にどういうものにするかというのは、今年度詰めていく部分がございますので、まずはその防災センターの中には、スペースだけを確保していただくというようなお願いをしております、これから中身を詰めていくような状況でございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほか、質疑は。

○前川収委員 川辺川ダム問題の治水のほうはもう言いません。

五木村の話なんですけれども、一応最終年度ということで、基金10億組んで五木村振興計画が進んでいるわけでありましてけれども、ことしが最終年度だということで、30年度末の残高見込みが4,200万円ということになっております。

村の中でさまざまな議論があっていると思いますし、当然、県も一緒になって議論していただいているところだと思いますが、何をどうしてくれということじゃなくて、この10年間県として川辺川ダムの後遺症と言ったらいかぬですけれども、中止になったその前提の中で取り組んできた成果というのをしっかり残したいというふうに思っていますし、10年というのは、基本的には基金の使うあれが10年ということで決めているだけであって、村の生活は10年で終わるわけではなくて、これからずっと続くわけありますから、どうしろということよりも、しっかりそのことを踏まえた対応をことし1年間やっていただきたいなというふうに思っています、丁寧にやっていただきたいと。

それで、やっぱりどうするかは、ことし1年の末ぐらいまでは、しっかり見極めをしながら、次のことを、我々も条例案を提案し、議員提案でつくった責任もございまして、そこはそこでまた判断をする時期が来るんだろうというふうに思っておりますが、その判断にかなうような振興策でしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。これはもう要望で結構です。

それと、ちょっと興ざめなことを聞いて済みません。

世界文化遺産の登録の推進で一生懸命頑張っていたいておりますから、ぜひ頑張っていたきたいんですけれども、世界文化遺産で幾つまでつくるんですか。前から少し疑問だったんですけれども。

現在、世界で1,073件あると。日本で21件認められている、登録されているということ

でありますけれども、多分もう40年ぐらい続いているんですかね、こういう登録制度が始まってから。

世界遺産を目指して登録をいただければ、それは観光ツールとか地域振興ツールとしては非常にいいものですから、それを目指すのは当然だと思うし、目指すべきところがしっかり目指すんだらうというふうに思いますけれども、一体幾つ作るのかなど。つまり永遠にこれはずっと続くのか、それとも日本の遺産百選みたいに100で切りますよとか、そういう種のものなのか。それは誰かわかりますか。教えてください。単純な質問です。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 今のところ、上限というのは決まっております。1つ登録するのにも結構時間がかかりますので、いつまでというのはないんですけれども、上限も世界ユネスコのほうからは示されておりませんので、まだ当分続くものというふうに思っております。

○前川収委員 もう何も言いません。わかりました。ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほか質疑は。

○早田順一委員 政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像の件なんですけれども、このビジョンの策定から約4年半が経過しております、各地域で本当に県庁の皆さん方御尽力をいただいて、特色のあるいろんな政策がつけられているというふうに思っております。

このビジョンの議論の中で、当初やはり熊本市が政令市になることを県が支援するというのは非常にまれだということと言われておりまして、なぜかといいますと、もちろんその政令市だけじゃなくて、熊本県としてはそれ以外のところもやっぱり、しっかりと発展

をしていかなきゃいけない。そういう中で単純に見ると、政令市が抜き出ていくんじゃないかという不安がございました。そういう中で、県もしっかりと政令市に向けて取り組みをされたわけですが。

そういった中で、例えば今人口減少と言われていますが、将来、例えば20年後、30年後、県内の人口が減ったときに、恐らくその政令市というのはそんなには人口は減らない。それ以外のところが本当に、どんどんどんどん今減っている状況であります。

だから、このいろんな政策をされて本当にありがたいんですけども、結果的に、20年後、人口の推移がどうなっているのか、非常にやっぱり不安に思っております。

例えば、熊本市以外の菊池郡、合志とか大津とか菊陽とかはある程度人口がふえたりしていますけれども、それ以外はもうほとんどが減ってきております。

だから、本当に一生懸命頑張っておられるんですけども、本当に結果的にどうなるかというのが非常に不安でありますので、恐らく各市町村とこれから検討をされていかれると思いますが、その辺で具体的にどうこうというのはなかなか答えづらいと思いますけれども、どの辺にやっぱりポイントを絞って政策を打っていったほうが、そういった人口の一極集中にならないのか、その辺もしも何かお考えがあれば、ちょっと教えてもらいたいですけれども。

○内田企画課長 企画課でございます。ありがとうございます。

委員がおっしゃられましたとおり、人口減少問題に対しましては、今回の本会議のほうでも知事のほうから答弁を差し上げておりますように、幾つかの視点で、地域づくりの視点があり、あるいは結婚とか子育ての視点があり、いろんな切り口から全ての総力戦で今対処しているところでございます。

各市町村のそれぞれの考え方ですとか実情につきましても、もう一度改めてきちっと把握する必要があると考えております。

今回、将来像の見直しという形で一回方向性のほうを確認させていただきましたので、私どもとしては、これをもって改めてもう一回全市町村を訪問したいというふうに考えております。その中で、今本当に置かれている状況をしっかりこの肌で感じて把握するとともに、課題がどこにあるのかについても、もう一度しっかり確認したいと思いますし、今我々が打っている施策がそれに合致するかどうかも検証したいというふうに思っております。その上で、市町村と改めてまた話し合いを持ちまして、次の方向性も出していききたいと考えているところでございます。

まずは、この夏場以降、このビジョンを持って市町村のほうに当たらせていただきたいと思っております。

○早田順一委員 根本的に、日本全体が東京一極集中ということで、そこを散らさないと本当はいけないんでしょうけれども、熊本県でやれることを精いっぱい頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

○溝口幸治委員 同じく内田課長に、県南フードバレー構想、知事の2期目でしたっけ、目玉ということですからずっとやってきているんですけども、伴走型というか、やる気のある人たちにとってはとてもいい制度だと思いますし、この事業そのものを否定をするものではないわけですが、各市町村を回ってまたいろいろヒアリングもするとおっしゃっているんで、この県南フードバレー構想が本当に県南地域にどれぐらい効果的な事業になっているのか、どれぐらいの町村、どれぐらいの方々が利用されているのかというのを、しっかり聞いていただいて、やっぱり検証もする必要があるのかなというふうに思いま

す。思った以上に広がりがないのかなというような見方も一方あるんですね。

ただ、これはやっぱりやる気のある人にとってはとてもいい事業なので、ちょっとしっかり聞いていただいて、いつも県南の施策で県の目玉といえば県南フードバレー構想と言われますけれども、県南フードバレー構想で何ですかと聞かれることも結構、県南地域に住んでいるとあるので、そのあたりも含めて、ちょっとヒアリングの際にしっかり聞いていただきたいと思ひます。

○内田企画課長 ありがとうございます。

フードバレー構想のことにつきましては、企画振興部でもともと発案しつつ、今全庁的に、基本的に所管のほうは農林水産部のほうが所管していただいておりますけれども、基本的には商工観光労働部含めて、全庁的に取り組んでいるところでございます。

今委員からの御指摘もございましたように、頑張っていらっしゃるところは非常に今どんどん伸びていらっしゃるという状況がある中で、なかなかその恩恵にあずかれないじゃないかという御意見も耳に入っているところでございますので、そこはしっかり把握してまいりたいと。それを次のフードバレー構想に生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 重点10項目についての中で、けさの新聞にも載っていたんですけども、国際スポーツ大会がボランティアも含めてちょっと盛り上がり欠けるという指摘する記事も載っていたんですけども、確かに今熊本県の課題は多過ぎて、やるが多過ぎて、ちょっともう本当国際スポーツ大会まで手が回っていないのかなとか思ってしまうん

ですが、その辺どうなんですかね。今盛り上がり方をどうにかしたいとか、どうするべきかとか、具体的な話はどこまで進んでいるか、ちょっとお聞かせください。

○白石政策審議監 ありがとうございます。

先生おっしゃいましたように、国際スポーツ大会につきまして、ラグビー、ハンドボール、それとオリンピック、パラリンピックもありますので、一応4月には、御承知のように専門の部を設置して、熊本市と県庁の職員と合わせて100名近くの体制をとって準備を進めていると思うんですけども。

きのう、たまたま特別委員会もございまして、いろんな準備の状況とかも御説明いただいて、いろいろしっかり頑張ってくださいという話はあったんですが、例えばボランティアの募集とか、それから、ボランティアの募集はもう既にラグビーが始まっておりまして、やがてハンドボールもボランティアを募集して、そういった体制をとっていくとか、順次計画的に今進めておりますので、機運の醸成をもっとしっかりやるということで、事務局のほうも全庁一丸となってやろうということで、今取り組みを始めているところでございます。

○濱田大造委員 しっかりお願いします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○早田順一委員 今梅雨時で、2～3日前の雨も、球磨郡や菊池郡あたり大変心配をいたしましたけれども、これからもまた災害が起

こるかもしれません。

そういう中で、河川の氾濫で、今国のほうが、低価格の水位計ですかね、それを設置するようにということで、きょうNHKでもテレビであっていましたが、全国5,800カ所のうちの、今設置されているのが4つの県の13カ所にとどまっているということで、恐らく熊本県のほうにもこの設置の要請が来ているだろうと思いますけれども、土木関係とは思いますが、どれぐらいその設置を予定されているのか、ちょっとまずそれをお聞かせいただきたい。

○宮本危機管理防災課長 委員お尋ねの水位計の関係は、土木部河川課のほうで所管をしております。たしか昨年度の国の補正予算で対応するという記事が出ましたものから、私もそれは拝見をしております。正確には存じませんが、水位計を倍にするというふうなことで国全体では考えているというふうなことを聞いてございます。

県内、今既存の河川課なり国なりが設置している水位計が90少しございまして、済みません、1桁台まではっきりわかりませんが、90少しございまして、予定では80数カ所を増設するというふうに河川課から聞いてございます。

○早田順一委員 設置するには、多分あと何年かかかるだろうというふうに思いますけれども、現時点で、例えば、避難指示を出したりするのは市町村の判断でされると思いますけれども、その市町村の中でもやっぱり温度差があるというふうに思います。そういう中で、県と市町村がその情報をしっかりとやっぱり共有をしてやっていかなきゃいけないと思いますけれども、そういう避難勧告とか、避難指示ですかね、そういう判断とか、とてもこの水位計とか有効だというふうに思いますけれども、現時点でそういう情報のやり取

りとか、市町村とのやり取りとか、どんな感じでやられているんですか。

○宮本危機管理防災課長 県では、水俣の災害があった後に、統合型防災システムというのを取り入れておりまして、それ以前はファックスでのやり取りとかというのが多数ございましたけれども、今は雨量計ですとか水位計というのはリアルタイム——済みません、水位計は10分おきとか、ある程度の時間を置きながらデータ把握してございますが、それは我々、例えばスマートフォンでも見れるような形になってございますし、市町村の防災担当は、それを、先日の大雨のときも各自、各市町村で把握をしながら、例えば水位の話でいきますと、水防団待機をする水位があったりとか、その後、氾濫警戒水位があったりとか、そういう段階にございます。

先日、19日来の雨のときも、人吉市あたりでかなり雨が降りまして、球磨川水系左岸の胸川という川では、かなり水量が増しまして氾濫危険水域を超えました。その時点で、人吉市さんでは、避難勧告をその前にしてございましたけれども、水位が上がった段階で、水位が上昇してまますということで、一定の限られた地域に避難指示を出されました。

こうしたことで、市町村にとりまして雨量と水位の関係、その辺を逐次分析をしながら、勧告なり指示なりということで生かされていると思っております。

例えば、土砂災害警報が出た際に、避難指示とかを考えてない町村があつてはいかぬということもございますので、防災センターでは職員待機してございますが、そういう警報が出たときに、町なり村なり、県では阿蘇の広域大水害の後に予防的避難というのを呼びかけてございますが、そういったものに取り組まれる考えはございますかとか、随時確認をしながら、県全体の防災——一番は災害が発生しないことを目指しておりますので、そ

ういった形で市町村と連携をさせていただいているところでございます。

○早田順一委員 空振りになるときもあるかもしれませんが、やっぱり命が一番大事でありますので、その辺の判断をしっかりと市町村と一緒にやっていただきたいと思えます。

○内野幸喜委員長 ほか何か。

○濱田大造委員 梅雨時期ということで、クールビズが始まって、もう17年ぐらいたつのかな、たしか。国のほうで当初28度で温度を設定して、それですと来ているわけですけども、その根拠自体が揺らいでいるという話が出て、今後どうなるかなというふうに注目しているんですが、日本全国28度で統一しているんですけども、御承知のとおり、熊本は湿度が非常に高くて、東京の28度の設定と熊本で体感するのは全然違うと思うんですね。仕事の、多分県庁の現場でも30度ぐらいじゃないかなと、現場の机の上ではですね。

ぜひ、小中学校、高校とかにもエアコン今入っていますので、県庁は先にするとしても、教育現場では27度までオーケーだよとかですね。エアコンの性能もこの10何年で随分向上しているでしょうし、その辺どう考えていらっしゃるのか、ちょっと見解を。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

今先生がおっしゃるとおり、28度設定で今現在運用しております。ただ、運用については、不快指数とか、そういった不快指数が77以上になったら、気温とかそういったのももちろん見ますけれども、そういったのを踏まえて空調運転を開始するとか、そういったことで、できるだけ職員の健康面の管理とか、そういったものも考慮しながら、ちょっと柔

軟に運用していきたいということで考えております。

○濱田大造委員 ぜひですね。やっぱり県庁が変われば社会もがらっと変わってきますので、柔軟な姿勢をどんどん発表していいと思いますので、よろしくお願いします。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑はありませんか。

では、済みません、私から1つ聞いていいですか。これはどこの課になるかわからないですが。

ことし3月の年度末とか、県庁もいろんな大きな異動があって、その月にやっぱり引越しとか重なるんですね。今回、引越し業者がなかなか見当たらないとかいう意見がありました。

例えば、県庁の中で、毎年3月の年度末の異動じゃなくて、一部、管理職の方とかは難しいかもしれないですけども、一部は9月に異動を変えるとか、そうすることによって経済的な波及効果も2回に分けられるんですね。3月末に一極集中するよりも、9月とかに半分の方々が異動すれば、その時期に引越しの需要も高まるわけですし、そういったことが可能かどうか、ちょっと聞かせていただければなど。

○小原人事課長 人事課でございます。

本県の場合は、もう先生方も御存じかもしれませんが、昔、昭和50年代ぐらいまでは7月異動ということでやっておったんですが、その後は定期異動ということで、4月1日ということを原則にいたしております。

年度途中の異動ということに関しましては、小さな部分での異動は時々ございますけれども、定期異動みたいな形での大幅な、例えば2度に分けてというようなことは、済みません、今まで検討してございませんでし

た。

そういうことが組織、業務の効率化等にどう影響するのを含めて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほか、ありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これもちまして、第3回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長